

# 横浜市記者発表資料

令和8年1月16日  
消防局人事課

## 消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

### 1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
警防部	消防吏員	30代	停職12箇月

### 2 事案の概要

被処分者は、令和7年1月28日（火）、勤務時間外に神奈川県横浜市内において、女性のスカート内に撮影機能付き携帯電話機を差し向け、撮影しようとした疑いにより、神奈川県山手警察署から横浜地方検察庁に書類送検され、同年12月17日（水）に起訴されました。  
なお、被処分者は本日付で依願退職しました。

### 3 管理監督者処分

部長級1名【厳重注意】

係長級1名【厳重注意】

### 4 佐々木 功喜 消防局長のコメント

当該職員による不祥事により、被害に遭われた方をはじめ、市民の皆様の信頼を著しく損ねる結果となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

当該職員の行為は、市民の生命・身体・財産を守ることを使命とする消防職員として、断じて容認できない行為であり、極めて遺憾であります。

改めて、職員一人ひとりの倫理観の醸成を図るとともに、再発防止に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

### お問合せ先

消防局人事課 Tel 045-334-6404